

経営通信

2022年5月 第331号

発行

ベイヒルズ 税理士法人

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階

TEL:045-450-6701 FAX:045-450-6706

HP: <https://www.bayhills.co.jp>

令和4年度 税制改正のあらまし(法人税版)

中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大40%に引き上げられた上で、適用期限が1年延長されます。

適用要件		■給与総額の増加率	
適用要件	現行	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上	
	改正案	変更なし	
税額控除		■控除率	
税額控除	現行	基本	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額×15%
		上乗せ(賃上げ)	+10% 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上 <small>かつ</small> 教育訓練費増加等の要件の充足(※1・3)
		上乗せ(教育訓練費)	
	改正案	基本	変更なし
	上乗せ(賃上げ)	+15%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+10% (※2)	教育訓練費の対前年度増加率10%以上(※1②・3)
■控除上限額			
	現行	当期の法人税額×20%	
	改正案	変更なし	

※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明が必要(改正案:廃止)

※2 控除率15%の上乗せ措置(賃上げ)の適用を受けない場合は、合計25%(基本15%+10%)

※3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正案:明細書の保存)が必要

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されます。

また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可)についても、適用期限が2年延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直され、対象となる資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます)の用に供した資産が除かれます。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が2年延長されます。

	取得価額	償却方法
全ての企業	①少額減価償却資産 10万円未満の減価償却資産	全額損金算入(即時償却)
	②一括償却資産 20万円未満の減価償却資産	3年間で均等償却
中小企業者等	③中小企業者等の少額減価償却資産(※) 30万円未満の減価償却資産	全額損金算入(即時償却)

※ 常時使用する従業員500人以下の中小企業者等(連結法人を除きます)が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度

適用時期

①、②の改正については、令和4年4月1日以後取得等をする減価償却資産から適用されます。③の改正については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をする減価償却資産に適用されます。

出典:全国法人会総連合

中期経営計画教室のご案内

- 今月の開催日時:
令和4年5月19日(木) 10:00~17:00
※毎月第三木曜日開催
 - 会場:ベイヒルズ税理士法人 セミナー室
 - 参加費:弊社顧問先様 1日33,000円(税込)
一般の方 1日55,000円(税込)
- ※詳細のお問い合わせ、お申し込みは、[045-450-6701](tel:045-450-6701)
(担当 MAS 課)までご連絡ください。